

## 第 18 回臨時委員会会議録

- 委員長 ) 日程第 1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (福岡委員)
- 委員長 ) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 28 号議案「芦屋市社会教育関係団体の承認について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

7 団体からの申請ということで、9 ページには社会教育委員の会議で出された御意見もつけていただいております。質疑をお願いいたします。

木村委員 ) 3 年ごとに見直すということですが、既存の承認団体の更新も 3 年ごとになるのでしょうか。その更新は、去年に再申請をして、今年の 3 月から再承認ということですね。既存の承認団体からの継続申請もたくさん提出されているのですか。

生涯学習課長) 現在の数は、8 ページ「24 年度 芦屋市社会教育関係団体登録数」の表で、基準年に当たります 24 年度の 6 月期には、今まで登録しているところが引き続き登録しようとする場合は、新たに全部再申請をしていただく必要がございます。そのときの団体数を、9 月 1 日現在として 320 団体となっておりますが、この全ての団体に、そのとき再申請していただき、認められたところでございます。

最新の団体数としては、今回 24 年 12 月に申請された 7 団

体が、結果承認されましたら、この320にプラスした数となります。

木村委員) この二重括弧でくくっている、平成24年12月申請数で合計7というのはわかりますが、その下に総団体数で324という数字があがっているのはどうしてですか。

生涯学習課長) 説明が不十分でしたが、これは、9月1日時点は320団体が申請していたのですが、もう登録はしませんということで、登録を辞退された団体もございまして、それを差し引きして317団体となり、今回、7団体が承認されたとしましたら、足して324団体ということで書いているものです。

木村委員) わかりました。

委員長) ほか、いかがでしょうか。

浅井委員) 登録された団体の削除というところで、ことし3つ上がっていますけれども、事由としてはどういうことなのでしょう。返上というような形もあるのでしょうか。

生涯学習課長) そうですね。会員がだんだんお年を召されて、活動が困難になった団体が、近年はふえてきたように思います。あとは、承認の要件からでございます。前回から承認の要件を見直しまして、日々の団体の活動を、一般の市民の方とか、社会全般に対して、何か貢献する形で活動をされていますかという要件を新たに加味いたしました。1回目からすぐに不承認とはしておりませんが、自分たちの楽しみだけでしているのも、そういう要件があるのだったら登録まではいいですという団体もありました。

浅井委員) 登録する要件も満たした団体がそのまま続けて、社会教育

にかかわる活動をしているかというのは、どのように精査されているのでしょうか。

生涯学習課長) 登録に必要な書類に、どのような事業をしておられるかを記入していただくように改めました。例えば、今申し上げたような、他の方へ還元するような事業として、どのようなことをしているかをお尋ねすると、例えば歌とか音楽をされる団体でしたら、老人施設とか、保育所などへボランティアで、自分たちがいつも練習していることを発表したり、一緒になってやったり、無料で体験教室とかをしてみたりと、そういう例を挙げて、こういうことを念頭に置いた活動を一つでもされていますかとお尋ねします。活動されている場合は、どのような形で周知しているのかについてはチラシとか、還元した内容については、場所や、参加者など、どのようにしたのかがわかる書類があれば添付してくださいとして、そういう活動をしてくださいとお願いはしています。今回は要件の見直しから初めてだったので、今回はなくても、もしそれができてないと、要件に満たないので次回からは登録できないことにもなります、という形でさせていただきます。

浅井委員) 関連の基準年に申請するときに、書類で確認されるということですね。わかりました。

小石委員) 承認されてから、人数の変動って起こり得ることですよね。むしろ開かれているのなら、異動はあったほうがいいのか。そういうデータはつかめているのですか。

生涯学習課長) 申請団体の全部が、新たに出していただくのは3年に1回ですが、名簿は毎年お出しいただくようにしており、その時点

で市内の方、市外の方がそれぞれ何人という形で、それぞれ1年ごとにチェックさせていただいています。

小石委員) 4番のフットサルの団体を気にしながら聞いているのですが、そのときの基準として、固定メンバーがずっと続いているのか、結構離れる人もいるけど新しく入る人もいるとか、実際のどういう状況なのでしょうか。

生涯学習課長) こちらに名簿を提出していただくのは1年に1回となり、その時点の内容でしかございませんので、例えば出入りが激しいと、最新の情報といいますか、細かいところまでを、こちらで把握できていないのが現状でございます。

小石委員) 先ほど、クラブチームの性格を見ていると、何となくそういう雰囲気がないわけではないですが、野球の場合でもユニホームを作りますよね。どういう違いがあるのかわかりませんが、そういう活動の中で、それらをどう峻別したらいいのかというあたりが難しいと思いますね。

生涯学習課長) 小石委員がおっしゃったように、野球チームもユニホームをつくることはございますが、このフットサルのチームは、会則の中で高い金額が必ず要ると定められております。例えば、そういうことが明示されていなくて、試合に出る場合には別途お金が要るとか、練習の場合は要らないとか、多分、人数によってやり方はいろいろありますが、多人数になると、楽しみでやりたい方もおられますし、上手な方もいらっしゃるので、実力差がある方を両方受け入れてできる形だったらいいと思いますが、このフットサルのチームを見ておきますと、入るには会則で定めた金額が要ります、となっていますので、楽しみたい

などという方には入りづらいのではないかと思います。

木村委員) 基本的に入会金はゼロ円にして、ユニホームなどで費用がかかったら、それは各自負担で購入してもらう形にすれば違ってくるでしょうけれど、入会金の2万円の使い道がよくわからない、という感じになると問題がありますね。

小石委員) これは公式リーグへの参戦を予定しているから、おそらく強くなるだろうということで頑張っておられるのでしょうし、新しく入るかたにはなかなか敷居が高いかもしれないという感じはします。誰でも気楽に入れて、というのとは、ちょっと違う感じがしますね。どう線引きしていいかわからないけれど、これは、要項、要領でいえばどの部分に抵触するのでしょうか。

生涯学習課長) 社会教育委員からのご意見では、議案4ページの登録の要件を御参照いただくと、要件3(2)は、参加を希望する者が、新たに加わることができることで、市民に広く間口を広げるといえるのかということ、公式リーグを目指しておられるということで、登録の要件2にて、技や強さ、勝つことを主たる目的にしており、社会教育に関する事業を行うという主たる目的とは異なるというところです。

フットサルクラブは、公式リーグへの団体登録料が、確か何十万円という金額だったと報告を受けておりますので、入会金や年会費が高い理由は、それが背景にあります。スポーツクラブの活動としては何も悪いところはないですし、頑張っていたければいいのですけれども、社会教育関係団体として登録の必要があるのかというところです。

小石委員) 要するに練習場の確保がしたいということですよ。

生涯学習課長) はい。公式戦に出るためには、リーグへの登録自体にすごく費用がかかる上に、練習場の使用にも費用が必要になります。

小石委員) こういう団体とか、ほかの練習場を確保しようとする、みなさんどうされているのでしょうか。

生涯学習課長) 今は民間の施設を借りて、練習場を確保されております。社会教育登録団体は、体育館などの施設使用料が、一般より3割低い金額で利用できますので、そのために申請したいという面もあると思われます。今、会員の方には負担になっているかもしれませんが、現在の費用で活動しておられまして、これから先も活動はしていかれると思われます。

小石委員) 練習場は金額が払えれば確保できるわけですね。

生涯学習課長) そうです。

委員長) 現在も活動なさっているのですね。

生涯学習課長) 活動しておられます。

委員長) 活動時間が午後9時から11時と表示していますが、午後11時の遅い時間まで体育館は使用できるのですか。

スポーツ・青少年課長) 体育館では、年末に特別開館という形で開館時間を延長したことがございますが、長期的にはやっておりません。

委員長) 通常は何時までですか。

スポーツ・青少年課長) 体育館としては午後9時20分まであけておりますが、競技場そのものを利用できるのは午後8時50分までです。

委員長) そうですか。じゃあここに表示している時間は違いますね。

生涯学習課長) そこはこちらも今お答えすることはできませんが、おそらく、民間の施設での練習時に、遅くまで練習しているということで、必ずしもこの練習時間ということではないと思われます。

委員長 ) 参加者は大人の方ですね。

生涯学習課長) そうです。

委員長 ) 確かにこれを見ると、クラブチームとしての色合いが濃いという感じを受けますね。

小石委員 ) そんな感じですね。社会教育登録団体の性格からは少し異なっているかもしれませんね。

委員長 ) その他、フットサルの活動を通じて、豊かな人間関係、地域関係を生み出す、というふうに書いてありますけれど。

小石委員 ) 活動の方法によっては、必ずしも広がりを持てるのかということがありますね。

浅井委員 ) 募集メンバーの年齢的制限などは、特に定めはないのでしょうか。

生涯学習課長) 資料としては今持ち合わせておりませんが、そんなに幅広くということではなかったように思います。

浅井委員 ) 例えば、小学生とかはいないとか。

生涯学習課長) 対象は大人の方ですね。

浅井委員 ) 還暦野球クラブのように、60歳前後の方もおられるとか、そういうことではないのですね。

小石委員 ) そういう方にも教えることも含めて活動しておられたら、何となくイメージがわくのですが、そういうわけではないのでしょうか。本格的なスポーツチームなんでしょうね。

委員長 ) 今回、申請のあった1番から7番について、先ほど説明のあった3番と5番を除いては初めての申請なのですか。

生涯学習課長) そうです。

委員長 ) 4番のASHIYA Futsal Clubについてはいかがでしょうか、

もう少し御意見をいただければ。

小石委員) 例えここにあるヤングママーズと比較したときには、どうなりますか。これは外との公式試合みたいなことをしているのでしょうかね。

生涯学習課長) もちろん試合にも参加しておられるとは思いますが、どちらかというと、ふだんの練習を皆さんで楽しんで活動することを主眼とした活動内容になっておりました。

小石委員) やっぱり少し団体の性格が違いますね。ソフトバレーという競技は、使うボールがやわらかいのでしょうか。

生涯学習課長) ゴムでできたボールを使います。

浅井委員) なるべく門戸を広くして社会教育の範囲で活発に活動してもらえたらと思いますけれども。

小石委員) フットサルというのは、今、すごく将来性があるので、どんどん若い人たちにも入ってもらおう、教えますよといってメンバーを集めるならとてもいいと思いますけれどね。

浅井委員) そうですね。このクラブの活動形態をこの文章で見る限りは、やっぱり要件を満たしていないかなという印象を持ちます。

委員長) これは、ASHIYA Futsal Clubの指導員の方には、何らか報酬が発生しているのでしょうか。

木村委員) 年会費とか月会費を、具体的にどう使っておられるのかという明細みたいなものはあるのでしょうか。

生涯学習課長) 明細ほどではございませんが、一応収支状況は提出いただいております。ただ、実際は領収書などをつけていただいているわけではございません。書面で何費は幾らで、支出は幾らとか、参戦登録料が幾らとか、といった明細になっています。



木村委員) この指導員の方が受け取っている報酬がそこにあがっているとか、もしくは支出が少ないのに収入が非常に多いとか、そういう部分は出てこないのでしょうか。

生涯学習課長) 収支は一応バランスがとれています。

木村委員) 登録料とかそういうもので、ちゃんとつり合っているわけですね。

生涯学習課長) はい。

木村委員) 書面上では、別にお金を取っているわけではないですね。

生涯学習課長) はい。そうなります。

小石委員) 目的からしたら、やっぱりちょっと違うかもしれないね。目的からしたら、芦屋の人たちみんなで楽しみを分け合うという話ではないし。

木村委員) あくまでも社会教育ですから、強くなりたいチームに施設を無料提供できないことが悪いのかというのは、別の議論としてはあるでしょうが、教育委員会として、社会教育の範囲内で承認しましょう、という既存制度の中では、やはりお互い楽しく学びましょうという目的が主眼になってこないと、この制度の中には当てはまらなくなってくるよ。強いフットサルチームを目指すのであれば、それこそ市長部局などで、特別に施設を貸すとか、そういう条例をつくっていただくとか、そういうアプローチは別の部分であるのかもしれませんが。

社会教育部長) おっしゃられたことにつきましては、議会でもスポーツアスリートを育てる支援をするべきだということで、社会教育部としても、それに向けてスポーツ・青少年課が取り組むというお答えをしているところです。この社会教育関係団体までこれ

を広げてしまうと、ちょっと課題が残るかなと思います。

小石委員) おそらく社会教育の一環、管轄下にはあると思いますし、今おっしゃったようなことはあってもいいような気もしますが、社会教育登録団体とは別の枠組みになりそうですね。

木村委員) ただ、逆に参加を希望する人が新たに加わることができるということでも、事実上の閉鎖性みたいなこと、例えばある人が参加したいと言ったら、実際は拒否されるとか、そういうチェックはなかなかしづらいかもしれませんけどね。

仲よし同士で、みんなでバレーボールしましょうと集まって、体育館が安く借りられるなら、社会教育団体の登録をしましょう、という団体がたくさん出てくる。でもそれは、そのメンバーがやっているうちはいいですが、次々に新陳代謝を起こすような広がりを持たない団体は、この300ぐらいの団体の中にもたくさん入っているのしょうね。それがいいのか悪いのかという議論は別にあると思いますけど、現実には、そういう運用になっているのしょうけれどね。

委員長) 今、4番のASHIYA Futsal Clubについてはいろいろ御意見いただきましたけど、それ以外のところでは、社会教育委員会の意見では、問題なしということですが、皆さんもそれでよろしいでしょうか。

それでは、今、いろいろ御意見いただきまして、1番から7番の申請の中で、4番以外はそのまま問題なしということとし、4番については、9ページの社会教育委員からの意見にもございますように、登録要件の3の(2)、そして登録の要件2に対して課題ありということで、今回は申請をした結果、見

送るという結果でよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第28号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 日程第5 閉会宣言